

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 3月 15日施行

令和 6年 3月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第11号

佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第11号

佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町高校生等医療費助成事業実施要綱（令和2年佐用町要綱第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第6条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項に次のただし書を加える。

ただし、年次更新による場合は、この限りでない。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の申請を行う場合において、15歳に達する日以後の最初の3月31日時点で福祉医療費受給資格のある乳幼児等については、町長は、受給者の申請を待たずに受給者証の発行を行うことができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。